

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第5回）

日 時：令和2年3月2日（月）15:30～

場 所：審議会室

次 第

1 開 会

2 本部長訓示

3 議 事

(1) 感染者の発生状況について

資料1

(2) 各部の取組みについて

① 県内学校の臨時休校の当面の対応等について

資料2

② 中小企業等に対する支援について

資料3

③ 県発注工事及び業務の一時中止措置について

資料4

④ 県有施設利用料等の取扱いについて

資料5

(3) その他

令和2年(2020年)3月2日

新型コロナウイルス感染者の発生状況について

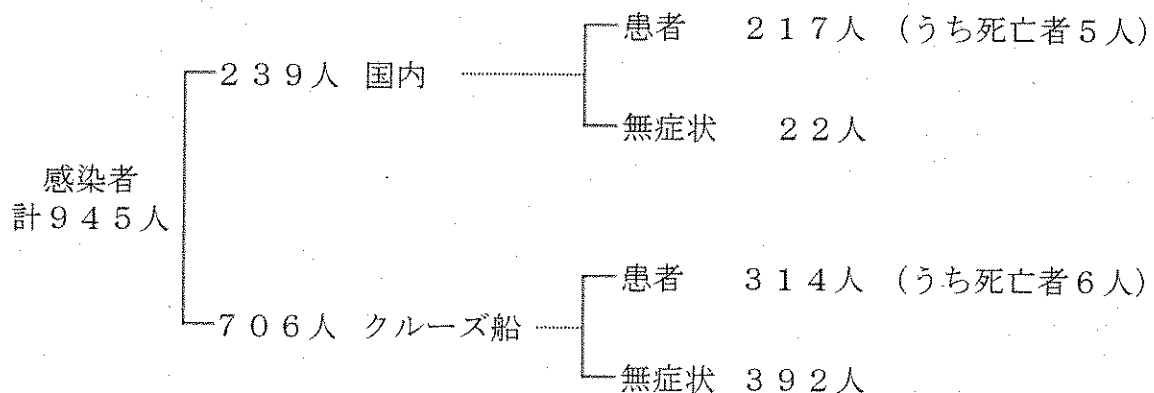
1 全体 ※2月29日時点

国・地域の数：中国、韓国、イタリア、イランなど 61の国と地域

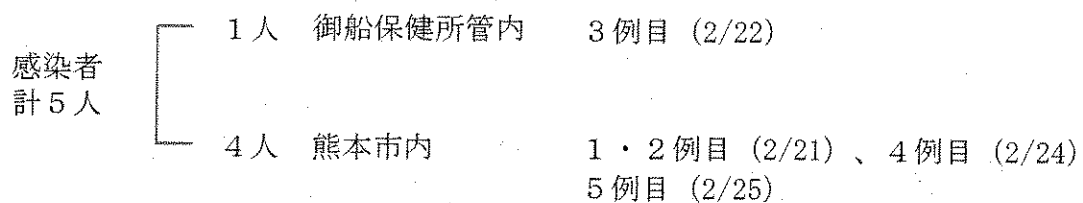
感染者数 : 85,187人

死亡者数 : 2,923人

2 日本 ※2月29日時点



3 熊本県 ※3月1日時点



報道資料

令和2年（2020年）3月2日

新型コロナウイルス感染症患者の状況及び検査件数について

1 患者の状況について（3月2日正午 医療機関から報告）

○60代の男性

大きな変わりはなく、重症も変わりなし

発熱：あり

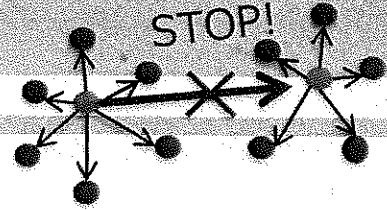
息苦しさ：なし

2 検査件数について

		1日の検査件数			1日までの合計		
		県検査分	熊本市検査分		県検査分	熊本市検査分	
検査件数		8	2	6	167	78	89
結果	陽性	0	0	0	5 (3%)	1	4
	陰性	8	2	6	162 (97%)	77	85

熊本県健康危機管理課
電話：096-333-2240
（県庁内線7080、7072）
担当：上野、北

新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために



感染拡大を防ぐために

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

<感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは

感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆ これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆ 一方、スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テントなどでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

国民の皆さまへのお願い

- ◇ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
 - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
 - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

- ◆ 使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。
- ◆ マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

- ◆ こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

換気をしましょう

- ◆ 定期的に換気してください。共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ 共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、**薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭き**しましょう。
 - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
 - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ **トイレや洗面所は、通常**の家庭用洗剤ですすぎ、**家庭用消毒剤でこまめに消毒**しましょう。
 - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常洗濯や洗浄でかまいません。
 - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ **洗浄前のものを共用しないようにしてください。**
 - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ 体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。
 - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、**室外に出すときは密閉して捨てる**てください。その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- ご本人は外出を避けて下さい。
- ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。

新型コロナウイルス感染症対策のための 県内学校の臨時休校の当面の対応等について

R2.3.2 教育委員会、総務部、健康福祉部

県内学校の「臨時休校」の状況並びに県における当面の対応等については、次のとおりです。

1. 公立学校・私立学校の臨時休校の実施状況

(1) 県立学校 (2/28 時点)

3/2 (月) ~ 3/15 (日) ※今後の状況を踏まえ、春休みまでの延長を検討

(2) 市町村立学校 (2/28 時点)

すべての市町村 (45 市町村) で「臨時休校」を実施。

3/2 (月) ~ 3/15 (日) 38 市町村

3/2 (月) ~ 3/24 (火) 2 市町村 (熊本市、山鹿市)

3/3 (火) ~ 3/15 (日) 3 市町村 (宇土市、宇城市、美里町)

3/3 (火) ~ 3/16 (月) 1 市町村 (長洲町)

3/9 (月) ~ 3/15 (日) 1 市町村 (玉東町)

(3) 私立学校 (2/29 時点)

① 私立中学・高等学校

全校 (33 校) で「臨時休校」を実施の予定。各校の状況に応じ 3/2 (月) 以降、順次実施。また、終期も各校の状況に応じて設定。

② 専修学校高等課程

全校 (10 校) で「臨時休校」又は「在宅でのインターネット授業による対応」を実施の予定。

2. これまでの対応について

(1) 多様な受け入れ先の確保及び学校受け入れ等の個別対応について

① 休校時の多様な受入先の確保の要請等について、2/28 付けで健康福祉部長と教育長の連名で市町村長、市町村教育長へ要請 **別紙 1**

ア 集団感染防止のため、基本的に子供は自宅で過ごす。

イ 小学校低学年の子供など家庭での対応が困難な場合は、放課後児童クラブ等での受入れを検討し対応。

ウ 保護者等から相談があった場合は、市町村の首長部局と教育委員会が連携して個別の事情に応じて対応。

※各市町村における放課後児童クラブの開所状況 (2/28 時点) は、**別紙 2** のとおり。本日付けで再照会を実施。

② 別紙 1 の要請に加え、家庭での対応が難しい場合は学校で受け入れるよう、市町村教育委員会を通じて学校での受入態勢の確保を徹底。

③県立特別支援学校の子供について、家庭での対応が困難な場合は、支援学校で受け入れる旨を各支援学校から保護者へ個別に連絡。

④保護者や市町村教育委員会等からの休日中（2/29, 3/1）の電話相談について、教育指導局を中心に対応。

（2）休校期間中の生徒指導、家庭学習の徹底について

①生徒指導について

交通事故や不審者の声掛け、出会い系アプリの利用などについて、保護者向けの注意事項を2/28付けで通知し、対応を徹底。

②家庭学習について

臨時休校によって学習に著しい遅れが生じることのないよう、家庭学習に関する実施方法やQ & Aなどを2/28付けで通知し、対応を徹底。

3. 当面の対応について

①「一斉臨時休校に関する教育総合相談窓口」の設置 別紙3

保護者等の不安に対応するため、各学校及び各市町村教育委員会における相談対応に加えて、県教育委員会及び総務部においても相談窓口を3月2日に設置。

②学校での受入態勢の確保徹底 別紙4

各市町村教育委員会及び各学校における相談体制の確保や休校期間中に受入れ先の決まらない子供を各学校で受け入れることについて、改めて3/2付けで各市町村教育委員会へ通知。

共通する相談内容については、Q & Aを県ホームページに掲載予定。

③関係団体からの意見聴取

県PTA連合会や県小中学校長会等からの意見聴取を通じ、保護者、学校現場等の困りごと等を把握し、対策の検討を行い、速やかに実施。

(別紙1)

子未来第1252号

教義第899号

令和2年(2020年)2月28日

各市町村長 様
各市町村教育長 様

熊本県健康福祉部長 渡辺 克淑
熊本県教育長 古閑 陽一

県内学校の臨時休業への対応について(依頼)

このことについて、令和2年(2020年)2月28日付け教政第1310号で「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業」について通知し、市町村教育委員会におかれても適切に対応するようお願いしたところです。

今回の臨時休業は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのものであり、児童生徒には、人の集まる場所等への外出を控え、基本的に自宅で過ごすよう要請しています。

しかしながら、今回の臨時休業により、特に小学校低学年の児童等において、家庭での対応が難しい場合は、多様な受入れ先を検討する必要があります。

つきましては、下記の例示などを参考に御検討のうえ、対応いただくようお願いいたします。

なお、下記(1)～(3)による対応等が難しく、保護者等から受入れ先がないなどの相談があった場合は、貴市町村首長部局と教育委員会とで連携のうえ、個別の事情に応じ、適切な対応をお願いします。

記

- (1) 放課後児童クラブ(登録児童に限る。)や放課後子供教室での受入れ
- (2) 特別支援学校・学級の児童生徒は、障害福祉サービス等の福祉施設での受入れ
- (3) テレワーク(在宅勤務)や子連れ出勤ができる環境づくりに向けた企業への依頼・要請

【担当】

子ども・障がい福祉局子ども未来課 村上、山下

096-333-2225

教育指導局義務教育課 平野、恒松

096-333-2688

事務連絡

令和2年（2020年）2月28日

各私立中学・高等学校長 様

高等課程を設置する各私立専修学校長 様

熊本県総務部私学振興課長

県内学校の臨時休業への対応について（情報提供）

このことについて、令和2年（2020年）2月28日付け子未来第1252号及び教義第899号で、熊本県健康福祉部長及び教育長から、別添のとおり通知が発出されましたので、御参考までに送信します。

熊本県総務部 私学振興課

私学運営支援班 木村、新井

TEL：096-333-2064

Fax：096-384-6552

令和2年(2020年)3月2日

子ども未来課

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校臨時休業に伴う
放課後児童クラブの開所状況について

3月2日(月)時点の県内全市町村の状況については以下のとおり。

- ・県内の放課後児童クラブは、41市町村、494クラブ(R2.3.2現在)。
- ・全494クラブのうち448クラブが朝から開所する(約91%)。

区 分	市町村数	(内訳) クラブ数			
		朝から開所	放課後の時間帯から開所	開所しない	計
全てのクラブが朝から開所している市町村数	31	242	0	0	242
一部のクラブが放課後の時間帯から開所又は開所しない市町村数	7	206	3	19	228
全てのクラブが放課後の時間帯から開所している市町村数	2	0	23	0	23
全てのクラブが開所しない市町村数	1	0	0	1	1
合 計	<u>41</u>	<u>448</u>	26	20	<u>494</u>
割 合	100%	<u>91%</u>	5%	4%	100%

※ 放課後児童クラブが朝から開所しない、または、クラブが未設置の市町村における児童については、その他の方法(公民館、社会福祉施設等に支援員を配置して受入)で受け入れを実施。これらによって、受入れ先の決まらない児童生徒については、保護者と共通理解のうえで各学校で受け入れることとしている。

この結果、全ての市町村において、午前中から児童を受入れる体制が整っている。

令和2年3月2日
 熊本県教育委員会
 熊本県総務部

新型コロナウイルス感染症対策のための 「一斉臨時休業（休校）に関する教育総合相談窓口」の設置について

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月2日以降、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等が一斉臨時休業を行うことになりました。

これに伴う児童生徒や保護者の皆様の御不安等に対応するため、各学校及び各市町村教育委員会における相談対応に加えて、県教育委員会及び県総務部においても下記のとおり教育総合相談窓口を設置することとしました。

記

1 県の教育総合相談窓口（連絡先は下記4参照）

市町村立学校 に関する相談窓口	県立中・高等学校 に関する相談窓口	県立特別支援学校 に関する相談窓口	私立学校に関する 相談窓口
①各教育事務所又は ②教育庁義務教育課	教育庁高校教育課	教育庁特別支援教育課	総務部私学振興課

※熊本市立の学校については、熊本市教育委員会教育政策課が対応

2 窓口設置期間及び時間

(1) 期間：令和2年3月2日から、学校が臨時休業となっている期間

(2) 時間：午前8時30分から午後5時（土日を含む。）

3 主な相談内容

- 臨時休業に伴う児童生徒の受け入れに関する事
- 臨時休業期間中の学習に関する事
- 臨時休業期間中の生活指導に関する事
- その他、臨時休業に関する困りごと全般

※相談内容によっては、関連する部局や機関に繋げる

4 連絡先一覧

(1) 市町村立学校

相談機関	電話番号	通常受付時間
教育庁義務教育課	096-333-2688 096-333-2689	8:30~ 17:00 (土日を含む)
宇城教育事務所	0964-32-3042	
玉名教育事務所	0968-74-2301	
山鹿市教育委員会	0968-43-1391	
菊池教育事務所	0968-25-4237	
阿蘇教育事務所	0967-22-5544	
上益城教育事務所	096-282-2229	
八代教育事務所	0965-33-7186	
芦北教育事務所	0966-82-4030	
球磨教育事務所	0966-24-7775	
天草教育事務所	0969-22-4754	
熊本市教育委員会 教育政策課	096-328-2704	

(2) 県立中・高等学校

相談機関	電話番号	通常受付時間
教育庁高校教育課	096-333-2685	8:30~ 17:00 (土日を含む)

(3) 県立特別支援学校

相談機関	電話番号	通常受付時間
教育庁特別支援教育課	096-333-2683	8:30~ 17:00 (土日を含む)

(4) 私立学校

相談機関	電話番号	通常受付時間
総務部私学振興課	096-333-2064	8:30~ 17:00 (土日を含む)

令和2年(2020年)3月2日

各市町村教育長 様

熊本県教育庁教育指導局義務教育課長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間中の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校等の対応について(通知)

このことについて、令和2年(2020年)2月28日付け教義899号で「県内学校の臨時休業への対応について」について通知し、家庭での対応が難しい場合の受け入れ先等について、保護者等から相談があった場合は、市町村首長部局と教育委員会とで連携のうえ、個別の事情に応じ、適切に対応するようお願いをしたところです。

県教育委員会としては、今回の臨時休業の実効性を担保する観点から児童生徒が自宅で過ごすことが重要であると考えています。一方で、今回の急な休業により、特に、受け入れ先が決まらない小学校低学年の児童や障がいのある児童生徒の家庭での生活等に不安を感じるという声も寄せられています。

つきましては、県教育委員会としましては、臨時休業期間中においてすべての児童生徒の安全で安心な生活が確保されるよう下記のとおり留意事項等を取りまとめましたので適切に対応願います。

また、各学校で受け入れた児童生徒数等について把握するため、当分の間、午前10時時点での受け入れ状況を別紙にとりまとめるうえ、午前11時30分までに各教育事務所に、山鹿市教育委員会においては直接義務教育課担当宛て、報告をお願いします。

記

- 1 各市町村教育委員会及び各学校は保護者からの相談に対応できる体制を整えること。なお、県では別添のとおり3月2日付けで「一斉臨時休業(休校)に関する教育総合相談窓口」を設置しています。
 - 2 多様な受け入れ先を検討すること。
 - 3 上記1及び2で対応をした上で、受け入れの決まらない児童生徒については、保護者と共通理解をした上で各学校で受け入れること。なお、学校で受け入れる際の留意事項は以下のとおり。
 - (1) 学校での受け入れ体制について
 - ・受け入れ教室等の確認と確保
 - ・担当職員等の割り振り など
 - (2) 該当保護者への受け入れ時間等の連絡について
- <例>
- ・学校の勤務時間内であること
 - ・昼食やマスク等は各自準備すること
 - ・保護者は預ける前に体温測定を行い、子供の体調を把握した上で預ける

こと(37. 5度以上の発熱や咳等の症状がある場合は自宅で過ごす)

(3) 想定される児童生徒

<例>

- ・ 小学校低学年の児童
- ・ 障がいや特性のある支援の必要な児童生徒
- ・ 持病のある児童生徒

4 上記1～3について保護者へ周知を図ること。

【問合せ先】

熊本県教育庁教育指導局義務教育課 徳川、彌永

TEL 096-333-2689

事務連絡

令和2年（2020年）3月2日

各私立中学・高等学校長 様

高等課程を設置する各私立専修学校長 様

熊本県総務部私学振興課長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間中の小学校、
中学校、義務教育学校及び特別支援学校等の対応について（情報提供）
このことについて、令和2年（2020年）3月2日付け教義第903号で、
熊本県教育庁義務教育課長から、別添のとおり通知が発出されましたので、御参
考までに送信します。

熊本県総務部 私学振興課

私学運営支援班 木村、新井

TEL：096-333-2064

Fax：096-384-6552

令和2年（2020年）3月2日
熊本県商工観光労働部

新型コロナウイルス感染症に係る国によるセーフティネット保証4号の地域指定について

- 標記の件について、県では令和2年2月21日（金）、国に対して要請しておりましたが、以下のとおり、国が地域指定を行いました（3月2日官報告示）。
- ・ 指定地域：本県を含む47都道府県
 - ・ 指定期間：2月18日から同年6月1日
- これにより、2月28日に創設した県独自の「金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分）」と、「金融円滑化特別資金（セーフティネット保証4号）」との2つの融資制度を本日3月2日（月）から開始いたします。

【参考】両制度の概要とその違い

（利用の要件等（★印）に違いがあります。）

「★」…条件等が異なる項目

	県独自分 【R2. 2. 28専決】	国指定分 【今回：セーフティネット保証4号】
県制度融資における資金名	金融円滑化特別資金 （新型コロナウイルス感染症対策分）	金融円滑化特別資金 （セーフティネット保証4号）
★ 利用の要件	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 （減少率は問わない） 又は ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少 （減少率は問わない）	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 （20%以上減少） かつ ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少 （20%以上）
★ 融資限度額	5,000万円 （通常枠）	1億円 （通常枠 5,000万円＋特別枠 5,000万円）
融資期間	1年～10年	
★ 上限利率	年1.70%～年2.30%	年1.50%～年2.00%
保証料率の利用者負担	0.00%（県が全額補助）	0.00%（県が全額補助） 県独自分の条件と同様に、国指定分についても県が保証料を全額補助。

※ 金融円滑化資金は、通常、信用保証協会が80%保証し、金融機関が20%貸し倒れリスクを負担しますが、国指定分は信用保証協会が100%保証することになります。

※ 申し込み窓口は、いずれも県内の商工会議所、商工会及び中小企業団体中央会です。

新型コロナウイルス感染症の発生に係る雇用調整助成金の特例対象者の拡大について

○雇用調整助成金における「新型コロナウイルス感染症」に係る特例の対象者については、令和2年2月26日に国に対し要望したところですが、2月28日に、本県の要望どおり、範囲が拡大されました。

【拡大後の対象者】

「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」

1 事業概要

事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成。

2 改正内容

改正前	改正後
日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国（人）関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合（10%）以上である事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

3 その他

- 休業日の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用される。
- 通常、事前に計画の提出が必要だが、令和2年5月31日までに提出すれば、休業前に提出してものとされる。
- 販売量、売上高等が前年同期比に比べ10%以上減少していること等の確認期間を3か月から1か月に短縮する。

※ 2月28日(金)に商工観光関係の18団体
に対して、以下の緊急要請を実施

緊急要請書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 「学校休業に伴う共働き世帯やひとり親世帯など 子育て中の働く方々への配慮」について

貴団体におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等に係る様々な取組みに御協力賜り、感謝申し上げます。

昨日、安倍総理大臣から全国の小中学校、高等学校及び特別支援学校等について、3月2日から春休みまで臨時休業にするよう要請する旨の考えが表明され、本日、文部科学省から通知がなされました。

これを受けて、本県の教育委員会としましては、すべての県立中学校・高等学校・特別支援学校について、当分の間、3月2日から15日まで臨時休業とし、今後の状況を踏まえ、春休みまでの延長を検討することとしました。

また、市町村教育委員会に対して、同様の措置を講じるよう要請いたしました。

県としましても、感染防止の重要な局面を迎えていること、本県で5人の感染者が発生していることを踏まえ、万全の対応を尽くすこととしています。

貴団体におかれましては、今回の臨時休業を踏まえ、共働き世帯やひとり親世帯をはじめ、子育て中の働く方々が休みを取りやすい環境づくりや勤務シフトの工夫、テレワークの実施、子連れ出勤の受入れなど、特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

令和2年(2020年)2月28日

●●●● 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

県発注工事及び業務の一時中止措置について

2020.3.2

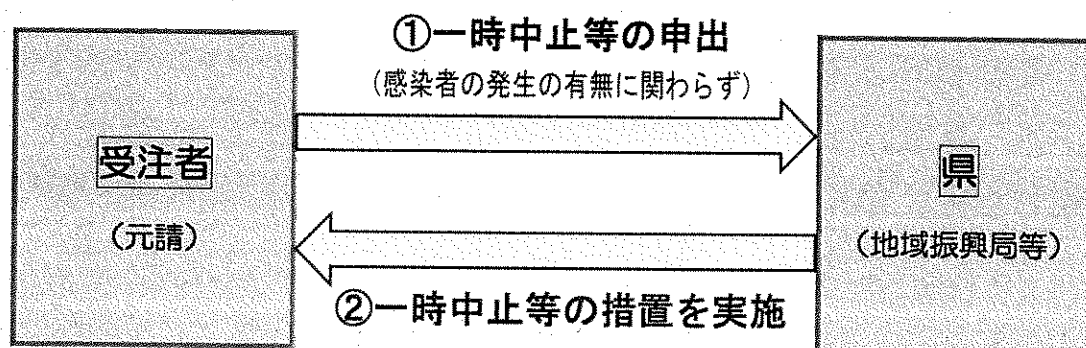
農林水産部・土木部

受注者の意向を尊重したうえで、

県が発注した工事、測量、設計等において、工事等の一時中止措置を実施

(2月28日から3月15日までの期間)

1 一時中止措置までの流れ



約款の規定に基づき、必要に応じて請負代金額（又は業務委託料）の変更や工期（又は履行期間）の延長を行う。

2 受注者からの一時中止の申出状況

4件 （3月2日（月）13：00現在）

3 その他

上記1の取扱いについては、県内市町村に対しても周知済。

令和2年3月2日
総務部

新型コロナウイルス感染症発生に伴う県有施設利用料等の取扱いについて

国内初感染公表日（令和2年（2020年）1月16日）以降の施設利用の中止を行った場合、下記のとおり施設利用料等を返金します。

記

1 対象施設

施設利用料等を徴収する全ての県有施設（28施設）

熊本県立劇場、くまもと県民交流館（パレア）、熊本産業展示場（グランメッセ熊本）
ほか

※詳細は裏面（各施設の連絡先は本日中に県HP等でお知らせします）

2 対象期間

令和2年（2020年）1月16日（国内初感染公表日）から令和2年（2020年）3月31日の間の利用予定分

※令和2年（2020年）4月以降の利用予定分については、今後の状況等を踏まえ、改めて決定します。

3 施設利用料等の取扱い

- ・前納としている施設・・・納付済の施設利用料等は全額返金
- ・後納としている施設・・・キャンセル料は徴収しない

施 設 名

熊本県立劇場

熊本県総合福祉センター

熊本県身体障害者福祉センター

熊本県環境センター

くまもと県民交流館（パレア）

熊本県野外劇場

熊本産業展示場（グランメッセ熊本）

熊本県伝統工芸館

熊本県農業公園

熊本県テクノ中央緑地

本妙寺山緑地

水俣広域公園

万日山緑地公園

熊本県立天草青年の家

熊本県立菊池少年自然の家

熊本県立豊野少年自然の家

熊本県立あしきた青少年の家

熊本県立美術館本館

熊本県立美術館分館

熊本県民総合運動公園

熊本県営八代運動公園

藤崎台県営野球場

熊本武道館

熊本県立総合体育館

熊本県総合射撃場

熊本県立農業大学校

熊本県港湾（全18港湾）

歴史公園鞠智城・温故創生館